

山口県報

令和2年
9月23日
(水曜日)

目次

○告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

○公告
国土調査の成果の認証 (政策企画課) 三
土地改良区役員の届出 (農村整備課) 三
土地改良事業の工事の完了 (農村整備課) 四
公共測量の実施 (監理課) 四
公共測量の実施の終了 (監理課) 四
○選管告示
直接請求に必要な有権者の数 四

山口県告示第三百四十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年九月二十三日から同年十月十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。



令和二年九月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東洋紡株式会社
住 所 大阪市北区堂島浜二丁目二番八号
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東洋紡株式会社岩国事業所
所 在 地 岩国市灘町一番一号
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第二十一号の化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設及び原料回収施設、同表第三十一号のメタン誘導品製造業の用に供するメチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち蒸留施設、同表第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設並びに同表第三十七号の石油化学工業の用に供するエチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち蒸留施設及び濃縮施設
- 変更しようとする事項の内容
特定施設から排出される污水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口	
変更後		変更前		項目	
〃	七	〃	六・七	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	七・四	〃	七・三	常	最大
〃	六・六	〃	六・五	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
四	六・五	一四・五	一三・六	常	最大
〃	〃	〃	五〇	通	浮遊物質 (mg/l)
〃	五	〃	四	常	最大
〃	〃	〃	二五	通	浮遊物質 (mg/l)
〃	〃	〃	検出せず	常	最大
〃	〃	〃	〃	通	窒素 (mg/l)
〇・二	〇・六	一一・一	一一・四	常	最大
〃	〇・七	〃	一三・七	通	窒素 (mg/l)
〇・一	〇・三	〃	〇・五	常	最大
〃	〇・三	〃	〇・六	通	燐 (mg/l)
〃	〇・三	〃	〇・六	常	最大
九、五五三	二一、五〇〇	一四五、六九二	一五五、七四七	通	排水の一日当たりの量 (m ³)
一一、四二一	二五、五九〇	一八九、九八七	二〇一、九三九	常	最大

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排水処理施設		活性汚泥処理施設		種	
処理後		処理前		項目	
変更後		変更前		項目	
〃	〃	〃	〃	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	〃	〃	〃	常	最大
〃	〃	〃	〃	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
二二	一八・七	二一・三	一九・七	常	最大
二三・二	二七・九	二四・五	二八・五	通	浮遊物質 (mg/l)
〃	四	〃	五	常	最大
〃	二〇	〃	二五	通	浮遊物質 (mg/l)
〃	〃	〃	〃	常	最大
〃	〃	〃	〃	通	窒素 (mg/l)
一八・七	一七・四	一八・七	一七・四	常	最大
一八・七	二〇・八	一八・七	二〇・八	通	窒素 (mg/l)
〃	〃	〃	〃	常	最大
〃	〃	〃	〃	通	燐 (mg/l)
〇・七	〇・八	〇・七	〇・八	常	最大
九四、一三八	一〇〇、六三三	九四、一三八	一〇〇、六三三	通	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
二二、六九九	二九、五四四	二二、六九九	二九、五四四	常	最大

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量



(二二二) 国土調査の成果の認証
 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和二年九月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下松市	平成三十年四月一日から令和二年二月十二日まで	下松市地籍図 下松市地籍簿	大字河内の一部

二 認証年月日

令和二年九月二十三日

(二二三) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

令和二年九月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
下関市豊浦町土地改良区	理事	益田 豊	下関市豊浦町大字室津上四五三
〃	〃	森村 和明	大字室津下八五一
〃	〃	折戸 三也	大字厚母郷三八の一
〃	〃	尼子 和男	大字黒井一二八九
〃	〃	森脇 清聖	大字吉永八五〇
〃	〃	北本 毅彦	大字浦田後地六三九

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
下関市豊浦町土地改良区	理事	上野 捷宣	下関市豊浦町大字厚母郷五七二
〃	〃	藤本 久雄	大字小串四八七の二
〃	〃	森村 和明	大字室津下八五一
〃	〃	新田 幸久	大字浦田後地七〇五
〃	〃	西山 好和	大字吉永五三三
〃	〃	増田 忠男	大字黒井五〇四
〃	〃	藤村 忠海	大字川棚七一二五の三
〃	〃	小田 紘幸	〃 六六六三
〃	〃	栢多 英治	〃 二八四
〃	〃	戸島 通裕	〃 四三九七
〃	〃	池田 速夫	大字宇賀六五三三
〃	〃	中村 徳雄	〃 五八二四
〃	〃	福永 晋	大字室津上四八三
〃	〃	中務 秀平	大字浦田後地六八三
〃	〃	藤本 正三	大字宇賀六一五九
〃	〃	矢田部 和男	大字川棚四四二八
〃	〃	野村 幹夫	大字川棚四四二八
〃	〃	矢田部 和男	大字宇賀八〇一三
〃	〃	濱井 久志	大字室津上四八三
〃	〃	榎本 辰男	大字浦田後地六七一の
〃	〃	中村 徳雄	〃 八〇一一
〃	〃	井藤 博文	大字小串二五一六
〃	〃	戸島 通裕	大字宇賀五八二四
〃	〃	小田 紘幸	〃 四三九七
〃	〃	豊田 徳久	〃 六六六三
〃	〃	栢多 英治	〃 五九九六
〃	〃	〃	大字川棚二八四

(二二四) 土地改良事業の工事の完了
次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和二年九月二十三日

山口県知事 村岡 副政

一 事業の名称

県営二島西地区経営体育成基盤整備事業(第一換地区)

二 工事完了の時期

令和元年十一月二十九日

一 事業の名称

県営二島西地区経営体育成基盤整備事業(第二換地区)

二 工事完了の時期

令和二年七月二十七日

(二二五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岩国市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和二年九月二十三日

山口県知事 村岡 副政

一 作業の種類

公共測量(三次元点群測量)

二 作業の地域

岩国市

三 作業の期間

令和二年九月十七日から同年十一月三十日まで

(二二六) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和二年九月二十三日

山口県知事 村岡 副政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び出来形確認測量)

二 作業の地域

周南市大字富田

三 作業の期間

令和元年九月四日から令和二年三月三十一日まで

山口県選挙管理委員会告示第七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

令和二年九月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	一三、〇五六
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	

県の教育委員会の 委員長又は委員の 解職の請求	副知事、若しくは 委員又は公安委員 の解職の請求	知事の解職の請求	県議会の議員の解職 の請求	県議会の解散の請求
地方教育行政の組 及び運営に関する法 律第八條第一項	地方自治法第八十六 條第一項	地方自治法第八十一 條第一項	地方自治法第八十條 第一項	地方自治法第七十六 條第一項
二 四 四、 〇 九 九	二 四 四、 〇 九 九	二 四 四、 〇 九 九	上 関 町 ・ 田 布 施 町 ・ 平 生 町 選 挙 区 一 三 八 四 七 九 六 九 九 〇 六 三 〇 七 五 四 〇 〇 一 一 七 五 六 三 二 五 五 六 〇 二 〇 二 四 六 六 八 七 五 三 九 三 六 二 三 一 三 一 四	二 四 四、 〇 九 九

令和二年九月二十三日印刷

発行人所

山口県知事